

建設労働者と中小零細事業所の支援及び 建設産業の発展のための緊急の要求提言

東京土建一般労働組合
執行委員長 中村隆幸

私たち東京土建一般労働組合(略称:東京土建)は、1947年結成以来、建設従事者の要求を大衆的に発展させ、要求実現に全力で取り組んできました。特に三つの経済要求として「賃金」「仕事」「生活保障」を軸に仲間の仕事と賃金の改善と生活の向上を掲げてきました。

建設産業は多様な職種で構成されていることから、日本の労働者の雇用を支える大きな役割を果たしてきました。また東日本大震災や最近の台風などの災害においても復興を支え、進める重要な位置づけを担ってきました。

今回の新型コロナウイルスの感染症の拡大は様々な影響を建設産業に及ぼしており、今実の危機的状況を乗り切るためには、自分たちの自助努力とともに国や東京都及び各自治体による建設労働者の生活保障や中小零細企業の支援を中長期的に財政面での措置することが望まれます。また国民の消費意欲を活性化するためにも税制面の見直しや外国に建築資材生産拠点があるために大きな影響が出たことを踏まえ、国内での生産を進めるための中小零細企業の全面的な支援と内需の拡大を図る政策が必要です。

私たち、東京土建は引き続き地域での防災減災活動などの貢献活動を取り組み、建設産業の活性化と発展と建設労働者の社会的地位の向上のために活動を推進していきます。そのうえで新型コロナウイルスに関する緊急の要求を提言し、その実施を求めるものです。

記

1、現在の建設労働者と建設企業に対する支援策

①新型コロナウイルスによる生活への影響を解消するために、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援や雇用調整補助金などの制度では、雇用保険等適用している事業所の労働者については8330円となっていますが、一人親方や外注・手間受け労働者は1日4100円が限度となっています。生活をするために実際の賃金に見合う助成額とともに給付のための家族構成条件の見直しや適用時期の延長を実現してください。やむを得ず実際の賃金との差が生じるときには差額について東京都が助成をしてください。

②工事現場において発注者・元請け・上位企業から現場の閉所、工事の一時中断、工期の延長等がされた時には日給月払い制が多い建設技能労働者の実態を考慮し有給の特別休暇を取得できるよう、発注者・受注者の理解が得られるよう必要な措置を講じてください。

③国と都は既存の制度の拡充を図り、建設労働者の生活保障と建設業に対する支援策を講じてく

ださい。また各自治体でも積極的に独自支援策を講じるよう指導をしてください。

④住宅設備機器や冷暖房機器や建具の部材、などの納品が遅れており、ローンなどの実行が遅れることが懸念されます。企業への影響とそれに伴う建設労働者への経済的な影響が心配されることです。金融機関に対する柔軟な融資の実行の対応を指導してください。

⑤緊急の労働者や建設企業に対する融資等については融資条件のできる限りの緩和と据え置き期間を長期に設定すること、そして金利や保証料の補給する措置を緊急に進めてください。

⑥新型コロナウイルスの感染防止に向けてアルコール消毒液の設置や不特定のもが触れる場所の定期的な消毒、作業者の健康状態の確認、休憩所の換気や消毒など感染予防の徹底を事業者等へ指導して下さい。

⑦労働者や建設企業、現場での状況の確認は東京都と自治体が連携で行うよう徹底をお願いします。

⑧新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが安全と判断される場合には、現場の再開を円滑に進めることをお願いします。

2、今後の建設産業の発展のための政策要望

①建設需要を高めるためにも抜本的な経済対策として消費税5%への減税を緊急的に措置してください。また建設にかかる税金の特例やなど建設需要の活性化につながる措置をお願いします。

②建設国保組合は建設従事者のいのちと健康を守るいのち綱です。これ以上の保険料引き上げにならないよう国保組合に対する補助の増額をお願いします。

③一定期間の納税の猶予に伴う延滞税の猶予を措置してください。

④建設資材の国内生産を支援する施策を大体的に進め、今回のような事態になっても外国での事情によって産業が大きく影響が出てしまうことがないようにすることが求められます。建設資材や建設労働者が国内で賄えるように建設産業および国内の資材の製造企業への支援策を講じてください。

以上